

# 財産評価 ～一般動産ほか～

今回は、相続が開始すれば必ずでてくる動産・ほとんどお目にかかることのない営業権等をみていきます。

## 1 一般動産

エアコンや家財、車などの一般動産の評価は、売買実例価額や精通者（古物商や宝石商など）の意見価額を参考におこないます。中古車などは、インターネットの市場などで売買実例価額を調べられそうですね。ただし、家庭用動産などで5万円以下のものについては、一括して評価することができます。実務上、家庭用動産はまとめて『一括10万円』のように評価することが多いです。



## 2 書画骨董

書画骨董とは、絵画や掛け軸・壺などの美術品を指しますが、これらは、歴史的価値や希少価値に左右され一定ではないため、評価するのは至難の技です。したがって、売買実例価額や精通者（美術商や骨董商など）の意見価額を参考に評価します。鑑定手数料の方が高いなんてことも？

## 3 棚卸資産

個人で事業を営んでいた場合、その商品などの在庫は棚卸資産として評価します。製造業者であれば、材料や仕掛途中の製品も棚卸資産です。その評価額は、商品・製品等は販売価額から利益の額・消費税の額等を控除し、原材料・仕掛品等は仕入価額に運賃・加工費等を加算して求めます。アプローチの方法は異なりますが、いずれもその棚卸資産の原価の額を計算しています。



## 4 営業権

営業権とは、ひとことではいえない、ブランド力です。コカコーラやマクドナルドのブランド力は有名ですね。個人事業を営んでいることが前提であり、営業権が個人の相続財産として出てくることは滅多にありませんが、その評価は下記の通りとなります。

- ① 平均利益金額（※1）×0.5－標準企業者報酬額（※2）－総資産価額×0.05＝超過利益金額（A）
- ② （A）×営業権の持続年数（原則10年）に応ずる基準年利率による複利年金現価率＝営業権の金額

（※1） 平均利益金額とは、ざっくり言えば相続開始前3年間の事業所得の平均金額（ただし、その平均よりも前年の事業所得の方が小さい場合はその金額）です。また、この平均利益金額は支払い利子や専従者給与を控除する前の金額で、非経常損益が含まれている場合はその金額も除きます。

（※2） 標準企業者報酬額とは、平均利益金額の区分に応じて右の表の通りに計算します。つまり、平均利益金額が5,000万円以下であれば①の算式が0になるため、営業権は0となりますね。

平均利益金額	標準企業者報酬額
1億円以下	平均利益金額×0.3+1,000万円
1億円超3億円以下	平均利益金額×0.2+2,000万円
3億円超5億円以下	平均利益金額×0.1+5,000万円
5億円超	平均利益金額×0.05+7,500万円

≪具体例≫ マズオの事業所得の金額が20億円（3年間同額）、事業用の総資産は10億円だった場合（妄想）の営業権の金額を計算しましょう。なお、基準年利率1%の複利年金現価率（10年）は9.471とします。

- ①  $2,000,000,000 \times 0.5 - 175,000,000 \text{円} - 1,000,000,000 \text{円} \times 0.05 = 775,000,000 \text{円}$
- ②  $775,000,000 \text{円} \times 9.471 = 7,340,025,000 \text{円}！！$

なお、医者や弁護士のように特にその人の技術・手腕等を主とする事業に係る営業権で、その人の死亡により消滅する営業権は評価しません。相続できませんからね。

マズオ『給料20万円（3年間同額）、貯金10万円（現実）・・・』